

1 議会基本条例の制定に向けて

(1) 会議の原則公開（公の会議の位置付け）について

- ・ 議会基本条例の制定に向けてのうち、会議の原則公開（公の会議の位置付け）について意見交換を行い、常任委員長会議及び議会報編集委員会議を公の会議に位置付け、公開していくことを確認した。

(2) 請願に係る内容説明と意見交換を行う機会について

- ・ 議会基本条例の制定に向けてのうち、請願に係る内容説明と意見交換を行う機会について意見交換を行い、その機会については参考人制度を活用することとし、積極的に請願者に参考人制度を紹介するとともに、条例文案に記載することを確認した。なお、当面は実質的な請願の審査の場である委員会において参考人制度の活用を図ることとし、本会議における活用は今後の検討課題とした。

【請願に係る内容説明と意見交換を行う機会についての主な意見】

- 委員会で請願者を招致した場合、その内容を踏まえた委員長報告に対して質疑がなされるなど、本会議において委員長の負担が増す可能性がある。しかしながら、委員長報告に対する質疑である以上、その範囲内において答弁を行えば委員長としての職務は果たされると考える。
- 本会議においても参考人制度が適用されるのであれば、活用を図ればよいのではないか。
- 本会議にも請願者を呼ぶ場合は、本会議と委員会で2日間にわたって招致しなければならないが、また、本会議の場での発言はかなり緊張するものと思われる。請願者の負担を考えると、当面は委員会のみでの招致とし、本会議の取り扱いは、今後委員会において実施していった上で再度検討すればよい。
- 請願が付託された委員会の委員以外の議員が、請願者と意見交換を行うことができないのではないかという心配もある。しかしながら、本市議会は会

派制をとっており、議会運営委員会に請願が取り上げられた時点で、各会派における議論の機会があるため、付託された委員会の委員が会派の意見を取りまとめて発言すれば、十分に補完することができる。

- 請願は、会議規則で基本的に委員会付託とすることが規定されている。委員会付託の意味は、本会議から付託された案件を詳細に審査することであるため、同様の審議を本会議で行う必要はない。本会議での審議を行うのであれば即決議案として取り扱うべきであり、委員会付託をするのであれば請願者の招致は委員会のみでよい。
- 最終的に参考人を呼ぶかどうかは委員会において決定されるが、その前段階として請願者に積極的に参考人制度の周知を図ることが大切であり、また、その請願者の意向を判断材料にすればよい。一方で、議会として主体的に参考人の声を聞きたい場合も想定されるため、双方のバランスが必要である。
- 具体的に委員会として参考人制度を活用するかどうかの判断は、委員会に先駆けて行う正副委員長打ち合わせにおいて請願の取り扱いを取りまとめ、必要に応じて委員会に向けた準備をすればよい。
- 請願者に委員会における説明の希望がなく、議会の意向として参考人制度を活用する場合は、請願者の負担を考え、本人が拒否するのであれば無理に出席を求めず、紹介議員の説明のみでよい。

2 議会基本条例の条例文案について

- ・ 議会基本条例の条例文案について意見交換を行い、委員の意見を踏まえた修正も含め、今後の条例文案の取り扱いについて正副委員長に一任することの了承を得た。また、委員長により条例制定に係る今後のスケジュールを説明し、パブリックコメントを実施すること及びその実施に伴い、正副委員長から正副議長に全員協議会の議題への項目の追加を依頼することを確認した。

【議会基本条例の条例文案についてで出された質問及び回答】

問 第10条の監視及び評価の規定についての執行部側の見解は。

答 趣旨はよく理解できるものであり、執行部としてもこれらの項目について

検討、把握を行い、政策形成に当たっています。しかし、「重要な政策、計画」については、対象範囲を非常に幅広くとらえることも可能であり、条文の規定をそのまま受けた場合に、執行部側の対応量が膨大になるのではないかと
いう心配もあるため、今後、対象範囲等を検討していきたいと考えます。

問 第10条の監視及び評価では、具体的にどのような案件を想定しているか。

答 現在は単行議案を想定しています。定例的に提出される議案について、いつも同じ質疑、答弁がされているため、より具体的な説明を期待しています。

【議会基本条例の条例文案についての主な意見】

- 資料のデザイン、文章表現など、もう少し検討してもよいのではないか。
- 議会基本条例のキャッチフレーズは、条例文案検討部会で決定されたのであれば、そのまま採用すればよい。
- 議員からの質疑に答えられるのであれば、初めから説明できるということにもなる。現在の本会議における執行部の議案説明を考えた場合、第10条の規定は必要であり、前向きに執行部との調整をしていきたい。
- 条文のみでは、文章が固くて短いために理解しづらい。この資料では、条文のほかに趣旨や解説、経過を記述しており、初めて議員になった人にもよくわかる内容になっている。今後もこの資料を残し、議員の研さんの一助としていきたい。

3 その他

- ・ 議事課長から地方自治法の一部を改正する法律の概要について説明した。
- ・ 議事課長から1月16日にアクセスカウンターを設置した議会のホームページについて、アクセス数を報告した。
- ・ 委員長により9月定例会における傍聴者アンケートの結果を報告した。